



世界の農業・農政

EUの青年農業者支援政策

国際領域 研究員 浅井 真康

EUでも農業者の世代交代は重要課題

EUにおいても日本と同様に農業者人口の減少という問題に直面しています。クロアチアを除く27加盟国における総農業者数は2005年から2013年の間に1,450万人から1,070万人にまで減少しました。世代別に見ても、44歳以下の農業者人口は2005年の330万人から2013年の230万人と10年も経ずに三分の二になっています。

そこで、2014～2020年の期間で実施されている現行の共通農業政策（CAP：Common Agricultural Policy）においても、EU農業の持続可能な発展と競争力の維持のために、農業の世代交代の促進を目的とした青年農業者支援政策が実施されています。本稿では、欧州会計監査院が2017年6月に公表したレポート“EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal”を参考に、その概要について紹介します。

第一と第二の柱の両軸で青年農業者を支援

CAPでは政策を二本の柱に体系づけて実施しています。第一の柱は、市場介入施策と農業者の所得を補償するための直接支払いであり、第二の柱は、加盟国間・地域間の経済力や生産条件等の格差を是正するための様々な農村振興政策（条件不利地域対策、農業環境政策、新規就農支援等）です。

CAP予算の6割以上は第一の柱となります（第1表）。EU共通財政による第一の柱と異なり、第二の柱の農村振興政策はEUと加盟国の共同拠出によって実施されます。農村振興政策では、各国あるいは各州政府がEU規則の定める20の施策を組み合わせ、地域事情を考慮した独自の総合事業計画（農村振興プログラム）を策定します。現行CAPでは、118の国・地域において農村振興プログラムが実施されています。

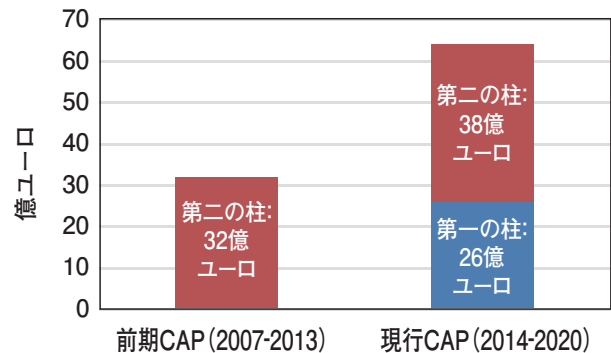
現行CAPにおいて青年農業者支援へ充てられた総予算は64億ユーロです。青年就農スキーム（YFS：Young Farmer Scheme）が第一の柱に新しく導入され、第二の柱のみでの支援（32億ユーロ）だった前期CAPと比べて予算総額は倍増しました（第1図）。

第1表 現行CAP（2014-2020年）総予算

（単位：10億ユーロ）

第一の柱：直接支払い等	第二の柱：農村振興政策		合計
予算全体	予算全体	(加盟国拠出分)	
267 (63%)	159 (37%)	59 (14%)	426 (100%)

資料：OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020.



第1図 青年農業者支援に係る総予算

資料：欧州会計監査院 (2017) EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal.

第一の柱では就農5年の青年農業者を優遇

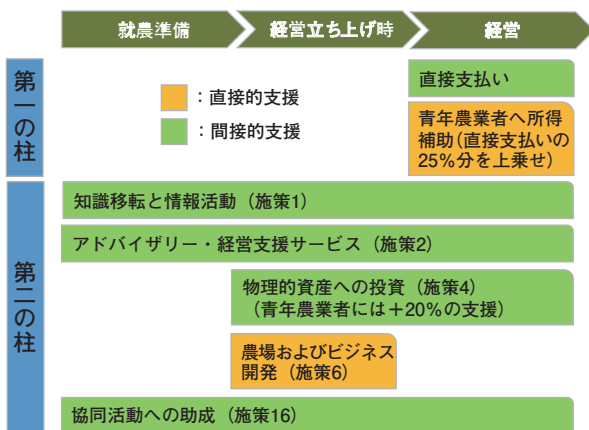
現行CAPより、全加盟国にYFSの導入が義務付けられ、各国は直接支払い（第一の柱）予算のうち最大2%を本制度に配分します。配分された予算は、経営開始から5年以内で申請時に40歳未満の農業者に対して、直接支払いの上乗せという形で支払われます。就農からの5年間で経営を長期的に続けられるかを決定する重要な期間であるとする点が特徴です。受給条件を満たす農業者は、経営開始から最長5年間、毎年支払いを受けられます。

面積単価は、当該農業者あるいは当該国における直接支払い平均面積単価の25%です。加盟国は1農家当たりの受給可能面積に上限（25～90haの間）を設けなければならない、多くの国が最大値の90haを採用しています。

また、多くの加盟国では青年農業者と非青年農業者が合名で経営を行っている法人も支払い対象ですが、フィンランドやバルト三国では、青年農業者が単独で経営している経営体のみを対象にしています。

第二の柱では間接的・直接的に幅広く支援

第二の柱では青年農業者への支援が様々な形で実施されています（第2図）。間接的な支援は、「知識移転と情報活動」、「アドバイザー・経営支援サービス」、「物理的資産への投資」、「協同活動への助成」の4施策の下で実施されます。特に新規就農に際しては多くの情報や助言が必要となることから、アドバイザーサービス利用や経営診断、加えて技術訓練や研修等のソフト事業が多く組み込まれています。また農業関連施設や農業機械等の有形資産への投資に対する支援にも若年層の新規就農者への優遇措置が設けられており、青年農業者は通常の支援対象比率である40%から、さらに20%引き上げた支援を受けることができます。



第2図 青年農業者支援に関する施策

*括弧内の数字は全20施策の施策番号

資料：欧州会計監査院（2017）EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal.

「農場およびビジネス開発」施策では、40歳未満の新規就農者への事業立ち上げ支援として最大7万ユーロの財政支援が行われます。財政支援を受けるには、新規就農者による5年間の事業計画の作成と提出が必要になります。支払いは最低2回に分割されて行われることが義務付けられており、2回目以降の支払いには、事業計画が正しく実行されていることを示す必要があります。

受給資格や支援内容は当該支援を実施する各農村振興プログラムで異なりますが、例として3か国3地域の実施内容を示しました（第2表）。支援額は国や地域によって様々ですが、ポーランドのように全国一律2万4千ユーロを支援している国もあります。

受給資格に関しては、将来の農業を担う優秀な若手に対して支援を行うため、多くの国では十分な農

業訓練を受けていること、あるいは申請から36か月以内に受けることを義務付けています。また、特例として条件不利地域で事業を立ち上げる若年層の農業者へ上乗せ支援を行う地域もあります。例えばイタリアのプーリア州では条件不利地域の新規就農者に対して5千ユーロの追加支援を行っていますが、この結果、本制度の支援を受けた農業者数は条件の良い農村地域（全体の9.9%）や都市近郊（8%）よりも条件不利地域（12%）の方が多く結果が出ています。この他、フランスのペイ・ドゥ・ラ・ロワール地方の例で見られるように、親族からの相続ではない新規就農者に対しては、より手厚い支援を実施する地域もあります。

第2表 3地域における青年就農時の支援内容

	フランス： ペイ・ドゥ・ラ・ ロワール地方	イタリア： プーリア州	スペイン： アンダルシア 地方
平均額（€） （最小～最大値）	12,747 （8,000～ 58,000）	調査時データ無 （40,000～ 45,000）	60,331 （30,000～ 70,000）
特例手当	親族間の相続ではない新規就農者に対して支援額の30%分を上乗せ	条件不利地域では5,000€を上乗せ	条件不利地域では支援額の10%分を上乗せ

資料：欧州会計監査院（2017）EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal.

今後の効率的かつ効果的な青年農業者支援

現在、EUでは2021年以降の次期CAPに向けた議論が進められています。次期CAPにおいても、青年農業者支援政策は引き続き優先課題になると予想されますが、英国の離脱や防衛安全保障、移民問題等に伴うCAP予算の削減を考慮すると、いかに効率的（低コスト）かつ効果的（目的の達成）な施策を実施するかがますます重要となります。

例えば、第一の柱のYFSは、現行CAPから導入された新しい取組ですが、欧州会計監査院は改善の余地として、①訓練や一定の教育水準といった受給条件を設けておらず、条件を満たせば、向上心の低い者も受給対象になってしまうこと、②条件不利地域等で本当に支援を必要とする者への考慮がなされていないこと、そして③大規模経営等で十分な利益をあげている者も支払い対象になっていること等を挙げています。

今後は、次世代のリーダーとなりうる、より能力の高い青年農業者に対して支援が行われる選抜方法の改善や、支援を本当に必要とする新規就農者にピンポイントで支援が行き渡るような仕組みづくりが重要になっていくと思われます。